

## 定型的業務の負担軽減に向けたソフトウェアロボット（RPA）等導入及び開発 における特記事項

### 1 目的

RPA（Robotic Process Automation「以下ソフトウェアロボットという。」）の導入によって単純かつ定型的な業務の自動化を行うことで業務の効率化を図り、収納率を向上させることを目的とする。

### 2 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### 3 業務内容

#### (1) 業務の自動化

受託者は、「納税管理及び徴収補助等業務委託仕様書」に掲げる業務について、その一部を自動化するため、下表の業務において、委託者が用意する各設計書に基づきソフトウェアロボットを導入すること。

なお、下表の業務に追加して業務を自動化することまたは下表の業務から他の業務へ転用することが効率的な場合は、その業務について協議するものとする。

	業務	内容
ア	リアルタイム更新	納付案内業務にて使用するシステムへ入力した交渉記録情報を基幹系システムへ自動登録を行う。
イ	財産調査回答	地方税の滞納処分に関する調査回答書の情報を基幹系システムへ自動登録を行う。
ウ	市税等の還付処理	基幹系システムから抽出したデータを基に、同システムへの還付情報の入力及び伝票出力を自動化する。
エ	口座振替依頼書の登録	委託者が用意するAI・OCRで読み取った口座振替依頼書の情報を基幹系システムへ自動登録を行う。
オ	収納データの登録	外部から送られてくる収納金データを取り込み、基幹系システムへ自動登録を行う。
カ	軽自動車税収納情報の送信	基幹系システムから軽自動車税の収納情報を抽出し、軽自動車税納付システム（軽JNK S）において収納情報を送信する。

#### (2) 業務遂行にあたっての諸条件

ア R P A導入の対象となる端末等は、委託者が使用しているものと同等のものとし、委託者が用意する。ただし、新たにサーバ等の端末等が必要となる場合には、受託者の負担において準備するものとする。

イ すでにR P Aを導入している業務において、次の(ア)又は(イ)並びに(ウ)の場合、「市民環境部窓口業務等委託仕様書(共通)」の「2 5 委託内容の変更」(5)のとおり対応するものとし、その費用負担については、(4)、(6)又は(7)のとおりとする。

(ア) 委託者が使用している各種システムの仕様変更(令和6年10月を予定。その他は次期末定。)があった場合

(イ) 業務の運営方法に関する変更があった場合

(ウ) 履行期間中にR P Aを導入した端末が賃貸借期間満了により入替え(令和9年度に予定するシステム更新を含む。)となった場合

#### 4 納入条件

成果物及び納入方法は、次のとおりとする。なお、要求を満たすことができない場合は、その項目と理由を記載し、速やかに書面で提出すること。

##### (1) 成果物

納入する成果物は、下表のとおりとする。

	成果物名	内容	部数	備考
ア	導入計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制表</li> <li>・業務内容及び業務担当者</li> <li>・全体スケジュール概要等</li> </ul>	1部	書類 (任意書式)
			1式	電子媒体
イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェア</li> <li>・ロボット仕様書</li> <li>・設計書(業務フロー書を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R P Aシナリオ作成のための設計書には、R P Aシナリオを作成する範囲を明確化するための業務フロー図、作成したシナリオ内容のフローチャート図及びR P Aにより操作する画面キャプチャを含む。</li> <li>・設計書の記載事項、様式については協議し対応する。</li> <li>・R P Aシナリオは、次年度以降引き続き使用可能な形式で納品すること(次年度以降のメンテナンス時に使用する想定。)</li> </ul>	1部	書類 (任意書式)
			1式	電子媒体
ウ	打ち合わせ議事録 その他資料	都度、作成し提出	1部	書類 (任意書式)
			1式	電子媒体

(2) 納入場所

東京都東大和市中央3-930

東大和市市民環境部納税課

(3) 納入方法

持参

## 5 担当者

受託者は、本業務履行にあたっての責任者を定める。なお、この責任者は「納税管理及び徴収補助等業務委託」3業務管理者の職務に定める業務に支障をきたさなければ、同業務責任者と兼ねることができる。

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と十分必要な協議及び打ち合わせを行い、受託者はその指示に従って業務を進めることとする。
- (2) 本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用权等の権利は、受託者において使用許可を得ることとする。なお、これを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこととする。
- (3) 本業務における成果物及び中間生成物に関する一切の権利及び成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。また、成果物は委託者が作成するホームページや印刷文等に自由にできるものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない項目については、「納税管理及び徴収補助等業務委託仕様書」の内容を適用することとする。